

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十七号

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。